

池田町 運転免許自主返納支援を拡充します

池田町では、交通事故防止を図るため、運転免許の自主返納支援事業として行ってきた町営バス共通乗車回数券の交付を 平成 30 年 4 月 1 日から拡充します。

【支援内容】

運転免許を自主返納した池田町民を対象に、町営バス共通乗車回数券を交付します。

町営バス共通乗車回数券（150 円券 22 枚つづり） 4 冊（29 年度までは 2 冊）

【対象者】（以下のすべてを満たす方）

- 1 池田町の住民基本台帳に記載されている人
- 2 平成 30 年 4 月 1 日以降に全ての運転免許を自主返納した人

【手続き方法】

- 1 池田町交番等で運転免許返納の手続きをし、「申請による運転免許の取消通知書」を受け取る。
- 2 町住民課の窓口で「運転免許自主返納支援事業申請」の手続きをする。
- 3 必要なもの：「申請による運転免許の取消通知書」、印鑑（認印可）
- 4 書類を確認後、町営バス共通乗車回数券が交付される。

【注意事項】

- 1 運転免許を自主返納した日から、1 年以内に手続きしてください。
- 2 支援は、自主返納時 1 度のみとなります。

北アルプス展望の里 花とハーブの里 信州あづみ野 池田町

池田町役場 （担当）住民課環境整美係

電話：0261-62-3131（代表）内線 146 FAX：0261-62-9404